

シンポジウム

多民族国家の解体と「ドイツ人」意識の変容

—両次大戦間期ルーマニアにおけるユダヤ系

およびドイツ系ドイツ語話者を事例に—

藤田恭子

1 はじめに

第一次世界大戦終結後、ヨーロッパ中・東部は、「民族自決」の理念に従い再編された。ハプスブルク帝国は解体し、チェコスロヴァキア、ハンガリー、ポーランド、ユーゴスラヴィアが独立するとともに、ブコヴィナ、トランシルヴァニア、バナート東部の諸地域はルーマニアに帰属することとなり、ルーマニアは従来の倍以上に版図を拡大した⁽¹⁾。他方でドイツは、東部および西部の広大な領土を喪失した。この領土再編を経て、多民族国家であったハプスブルク帝国領内に居住していた「ドイツ系」住民は、国民国家への傾斜を深める。ウィーンでは1918年10月21日にドイツ系オーストリア臨時国民議会が設立され、11月12日には新生国家「ドイツ系オーストリア」が「ドイツ共和国の一構成部 (ein Bestandteil der Deutschen Republik) である」と議決した⁽²⁾。「ドイツ系オーストリア」を支持する者たちは、ドイツとの合邦による国民国家の成立を強く望んだが、フランスの強硬な反対により頓挫し、ドイツとは一線を画す形で「オーストリア共和国」が建国される⁽³⁾。では、ドイツからも新生オーストリアからも隔たった、旧帝国の外周地域における事情はいかなるものだったのだろうか。本稿では、第一次世界大戦後にハプスブルク帝国領からルーマニア王国領となった地域に居住していたドイツ語話者たちが、多民族国家解体の前後、

(1) 1915年当時のルーマニア王国は国土面積137,092km²、人口7,897,311人であったが、1930年には国土面積295,049km²、人口18,057,028人となっていた。Winfried Krallert, *Die Bevölkerungszählung in Rumänien 1941*, Wien 1943, S. 17. Zitiert nach: Bundesministerium für Vertriebene, Flüchtlinge und Kriegsgeschädigte (Hrsg.), *Das Schicksal der Deutschen in Rumänien / Dokumentation der Vertreibung der Deutschen aus Ost-Mittel-europa III*, München (Deutscher TB) 1984 (Nachdruck der Ausgabe von 1957), 3E. 面積は約2.15倍、人口は約2.3倍である。

(2) „Gesetz vom 12. November 1918 über die Staats- und Regierungsform von Deutschösterreich“ Art. 2, *Staatsgesetzbllatt für den Staat Deutschösterreich*. Jg. 1918, Wien: Die deutschösterreichische Staatsdruckerei 1918, S. 4.

(3) 林忠行「第七章 第一次世界大戦と国民国家の形成」南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』(山川出版社、1999年)、280-281頁。

自らと国民国家ドイツとの関係をどのように捉え、またいかなる「ドイツ人」意識を持ったのかを明らかにする。

その際に念頭に置くべきは、後述するように、そもそもハプスブルク領内において「ドイツ人」という概念が必ずしも血統主義的に捉えられてはいなかつたという事実である。帝国は多民族国家の体制を維持するためドイツ化政策を進めたが、それは第一に、言語と言語文化による同化を通しての社会統合を目指したものだった。そのため本稿では、旧帝国領内のドイツ語話者の存在に注目し、彼らと血統主義的に捉えられた「ドイツ人」および「国民国家ドイツ」との関係を考察する。

手順であるが、まず国民国家ルーマニアのマイノリティとなったドイツ語話者たちについて概略を示し、そのうえで、ハプスブルク領時代のユダヤ系ドイツ語話者に典型的に見られる「ドイツ人」意識を提示する。その後、第一次世界大戦後にトランシルヴァニアで刊行されたドイツ語文化雑誌をとりあげ、そこに見られる「ドイツ人」意識を確認し、1933年1月30日以降のナチズム受容に触れる。それにより、ハプスブルク領時代に許容されていた重層的アイデンティティを背景とする「ドイツ人」という概念が否定され、血統主義的な一元的概念へと変質していく過程を見ていく。最後に、ドイツではルーマニアのドイツ語話者たちのような存在がどのように捉えられていたのかにも触れたい。

2 ルーマニア領に編入されたドイツ語話者居住地域について

ルーマニアは国民国家を標榜していたが、版図を拡大したことにより、実際には多民族国家となっていた。1930年の国勢調査によれば、総人口に占める血統主義的な意味での「ルーマニア人」の割合は約71.9%であり、特に旧ハプスブルク帝国領内では、人口の半数にも満たない地域もあった。トランシルヴァニアでは57.8%，バナートでは56.4%，ブコヴィナでは44.5%である⁽⁴⁾。他方、これらの地域における「ドイツ人」の割合は、トランシルヴァニアでは8.2%，バナートでは20.2%，ブコヴィナでは8.9%だった。注目すべきは、トランシルヴァニアとバナートにおけるドイツ語話者の人口比が8.2%および20.6%で、「ドイツ人」の割合とほぼ重なるのに対し、ブコヴィナでは11.0%であることである。実数でいうと、ブコヴィナ居住の「ドイツ人」75,533人に対しドイツ

(4) 以下、1930年の国勢調査に関わる数字はすべて、次の資料に拠る。Dr. Sabin Maniu-la (Hrsg.), *Recensământul general al populației României din 29 Decembrie 1930*, Bukarest, 1938. Zitiert nach: Bundesministerium für Vertriebene, Flüchtlinge und Kriegs-geschädigte (Hrsg.), *Das Schicksal der Deutschen in Rumänien*, 5E-13E.

語話者は93,812人で、後者が18,279人多い。

これらの数字からも垣間見えるように、ルーマニア領内のドイツ語話者は同質の成員から成る集団ではなかった。複数の居住地域に分かれており、居住地域ごとに相異なる歴史的・宗教的背景を持っている。上記三つの地域は、特に対照的な特徴を持つ。

トランシルヴァニアはドイツ名をジーベンビュルゲンと言い、ドイツ系住民居住地域として長い歴史がある。この地のドイツ系住民は12世紀にハンガリー国王に乞われて移住した人々で、特権を賦与されたため経済的に豊かであり、自治権も保障されていた。宗教改革をいち早く取り入れ、ルター派教会を中心に固い結束を誇っている。それに対しバナートは、18世紀にマリア・テレジアにより植民が進められた地域で、ドイツ系住民の中心はカトリックの農民層である。二つの地域のドイツ系住民は、血統的には同じ出自だが、宗教的には対立的関係にあった。一方ブコヴィナでは、帝国のドイツ化政策に従ったユダヤ系ドイツ語話者が地域の政治や経済、文化面でも大きな役割を果たしていた。ブコヴィナで顕著なドイツ系住民数とドイツ語話者数との隔たりは、ユダヤ系ドイツ語話者の存在によるのである。

前者二つの地域のドイツ系住民は、マイノリティとなってルーマニア化政策の圧力を受けることで宗教の違いを超えて結束し、1933年以降はナチズムを受容した。1943年末には、ルーマニア国籍のドイツ系の若者約5万4千人がナチの武装親衛隊に所属していた⁽⁵⁾。第二次世界大戦中に同盟関係にあったルーマニア軍とナチの武装親衛隊はユダヤ系住民の強制移送と殺戮を進めた⁽⁶⁾。それにより、ルーマニアのドイツ語話者たちは、ショーアーすなわちホロコーストの被害者と加害者に分裂したのである。

(5) Bundesministerium für Vertriebene, Flüchtlinge und Kriegsgeschädigte (Hrsg.), *Das Schicksal der Deutschen in Rumänien*, 57E.

(6) ユダヤ系住民の移送者数や死亡者数は、明確ではない。1943年11月11日付報告指令に対するルーマニア外務省の回答文書草案による数字を挙げると、ドニエストル川東岸地域（トランシルヴァニア）へのユダヤ系移送者数は計110,033名、その内ブコヴィナからは43,798名である。また同年9月1日現在の生存者数は50,741名とされている。Mata-tias Carp, *Cartea Neagră. Suferințele Evreilor din România în Tin-pul Dictaturii Fasciste 1940-1944*. Vol. 3, București: Editura Diogene, 1996 (Reprint of Original 1946 Edition), pp. 463-467, especially p. 466. ただしこの文書は、公表された移送者数の統計としては、比較的少ない数字を示した資料である。

3 ハプスブルク帝国治下のユダヤ系ドイツ語話者 における「ナショナリティ」

ハプスブルク帝国内では19世紀になると民族ごとに分離独立の動きが活発化したが、トランシルヴァニアやバナートのドイツ系住民たちにとっては、ドイツ系という血統主義的民族意識よりも地域単位のアイデンティティが優先した。トランシルヴァニアのドイツ系ドイツ語話者たちは「ジーベンビュルゲン・ザクセン人」、バナートのドイツ系ドイツ語話者たちは「バナート・シュヴァーベン人」あるいは「ドーナウ・シュヴァーベン人」を自称し、彼らがルター派とカトリックという宗派間の相違、またコミュニティ全体に関わる社会階級の相違を超えて連帯を企図することはなかった。まして宗教間の相違を超えてブコヴィナのユダヤ系ドイツ語話者との連帯が模索されることもない。ブコヴィナが帝室直轄領としてウィーンの中央政府と行政的に直結していたのに対し、トランシルヴァニアやバナートはハンガリー王国領であり、このことも地域の境界を超えての連帯という発想に至らなかつた要因であったと思われる。

その一方、ブコヴィナのユダヤ系住民でドイツ語ドイツ文化に同化し社会的地位を向上させた者たちには、多民族国家ハプスブルク帝国に対する強い忠誠心を背景に、アイデンティティをめぐる特徴的言説が見て取れる。彼らは、政治的には「ハプスブルク帝国民」であり、言語的・文化的にはドイツ的教養とドイツ的精神を身にまとった「ドイツ人」であり、同時に宗教的には、あるいは血統的な意味で「ユダヤ人」であるという重層的アイデンティティを身につけていた。

その一例を、ユダヤ系のジャーナリストにして作家・編集者のカール・エーミール・フランツォース (Karl Emil Franzos, 1848-1904) の著作に見ることができる。フランツォースは帝国官吏の父を持ち東ガリツィアに生まれたが、ブコヴィナの中心都市チェルノヴィツの帝国ギムナジウムで学んだ⁽⁷⁾。ウィーン大学を経て、グラーツ大学で法学博士号を取得した後、ウィーンやベルリンで活躍し、19世紀ブコヴィナが生み出した著名な文化人として評価されている人物である。彼は自らのアイデンティティについて、以下のように語っている。

(7) フランツォースの伝記的事実等については、以下を参照した。Fred Sommer, „Halb-Asien“ German Nationalism and the Eastern European Works of Karl Emil Franzos, Stuttgart: Akademischer Verlag Hans-Dieter Heinz, 1984, S. 7-21; Amy Colin, „Biographien / Bibliographien“, Amy Colin / Alfred Kittner (Hrsg.), *Versunkene Dichtung der Bukowina. Eine Anthologie deutschsprachiger Lyrik*, München: Wilhelm Fink, 1994, S. 363.

私を充たし、生涯にわたって自らの行為でその証をした、ドイツ人としての民族感情 (das deutsche Nationalgefühl) は、子供の頃から私に刻み込まれていた。私がまだほんの幼い頃に、もう父は私にこういった。「お前は民族からいえば、ポーランド人でも、ルテニア人でも、ユダヤ人でもない。お前は紛れもないドイツ人だ。(Du bist deiner Nationalität nach kein Pole, kein Ruthene, kein Jude – du bist ein Deutscher.)」だが同様にしばしば父はその当時私に言ってもいた。「信仰からいえば、お前は紛れもないユダヤ人だ。(Deinem Glauben nach bist du ein Jude.)」⁽⁸⁾

ハプスブルク帝国内のドイツ語ドイツ文化に同化した非ドイツ系住民の場合、フランツオースのように、重層的アイデンティティを持つことは特別なことではなかった。その際注目すべきは、重層的アイデンティティのなかでも、とりわけ言語や言語に基づく文化、教養といった概念が大きな比重を占めていたことである。なぜなら、彼らのいう「ドイツ精神」や「ドイツの教養」あるいは「ドイツの文化」は、「人間性 (Humanität)」や「愛」や「自由の精神」といった普遍的価値概念と結び合わされることで、実際には他の文化に対する優越性を内包していたからである。同時にそれは、19世紀に大きな力をもって多民族国家にとっての脅威となったナショナリズムに対するアンチテーゼをも意味している。その特徴を如実に表しているのが、フランツオースのエッセイ「文化祭 (Ein Culturfest)」の結びの部分である。「文化祭」は1875年、ブコヴィナがハプスブルク領となって100周年となることを記念し州都チェルノヴィツィにドイツ語大学が設立された際の賑やかな祝賀パレードをルポルタージュした文章で、ウィーンで刊行されていた権威ある日刊紙『ノイエ・フライエ・プレッセ (Neue Freie Presse)』が初出である。すなわちこの文章は、ハプスブルク帝国の中核を占める教養層を読者として想定したうえで書かれている。そこではナショナリズムに揺れる帝国の現状を踏まえたうえで、「この地では平和と調和だけが支配している」とブコヴィナにおける多民族の平和的な関係を謳い、その第一の理由を、地域の居住諸民族のバランスに基づく「必要性」と指摘したうえで、この「平和と調和」には「他より穏やかな創造的精神たち」すなわち「人間性と愛」⁽⁹⁾も影響を及ぼしているとし、次のように続ける。

(8) Karl Emil Franzos, „Vorwort“, Derselbe, *Der Pojaz. Eine Geschichte aus dem Osten*, Stuttgart/Berlin: J.G. Cotta'sche Buchhandlung Nachfolger, 1905, S. 5.

(9) Karl Emil Franzos, „Ein Culturfest“, Derselbe, *Aus Halb-Asien. Culturbilder aus Galizien, der Bukowina, Südrufiland, und Rumänien*. Bd. 1, Leipzig: Duncker & Humblot, 1876, S. 185-186.

ヨーロッパにはそのようなものが生じた国が二つある。スイスとブコヴィナだ。もとより必要性によってだけでは、それは両国で達成されなかっただろう。抵抗を打ち破るのは物質的な力であるが、人々の友愛を醸成する精神的な力がそれを支援しなければならない。スイスにおいてそれは自由の精神であり、ブコヴィナではそれに類すると同時にすばらしい精神、すなわち文化だった。あるいは同じことを言おうとするならば、ドイツ的であること (das Deutschtum) だ。和解させ仲介させつつ、それは他の諸民族の間に入っていた。(….) かつて偉大なヨーゼフがあれほどに熱望し、手に入れようと熱心に努めたものは、ブコヴィナでのみ現実のものとなった。すなわち、共通の教養によって結び合わされている国家、ドイツ国民国家ではなく、ドイツ文化国家が (einen Staat, zusammengehalten durch die gemeinsame Bildung, keinen deutschen Nationalstaat, aber einen deutschen Culturstaat)。⁽¹⁰⁾

フランツォースは、文化という概念に普遍的諸価値の裏打ちを与え、絶対性を帯びさせてることで、血統や宗教といった国民国家の成員を特定する指標と考えられている諸要因に対して文化を優越させ、このような意味での「ドイツ文化」を紐帶とする国家として、ハプスブルク帝国を意味づけた。それはまた、国民国家を目指すドイツ帝国との差異化を図ることでもあり、霸権を争うドイツ帝国に対し、ハプスブルク帝国の存在意義を示すことでもあったのである。

4 ルーマニア統治下のドイツ系ドイツ語話者と 「民族同胞 (Volksgenosse)」意識

フランツォースが夢見ていたドイツ文化国家の夢は、国民国家を求める現実政治に敗北した。旧ハプスブルク領のドイツ語話者たちは国民国家ルーマニアのマイノリティとなり、ルーマニア化政策にさらされる。ここに至ってドイツ系住民は血統主義的な意味での「民族」概念に傾斜し、宗派や地域の相異を超える、ルーマニア国内の他地域のドイツ系住民との連帯を模索しはじめる。

1919年、トランシルヴァニア出身のルードルフ・ブランドシュ Rudolf Brandsch (1880-1953) を会長として、「大ルーマニア・ドイツ人連盟 (Verband der Deutschen in Großrumänien)」が設立される⁽¹¹⁾。連盟はトランシルヴァニア

(10) Ebenda.

(11) Vgl. Hildrun Glass, *Zerbrochene Nachbarschaft. Das deutsch-jüdische Verhältnis in Rumänien (1918-1938)*, München: Oldenbourg, 1996, S. 119-120; Johann Böhm, *Natio-*

やバナート、ブコヴィナ、ベッサラビアなど、ルーマニア国内各地域から選出されたドイツ系国会議員を統合し、ルーマニア議会におけるドイツ系住民の利益代表となるべく結成された。ルーマニアのマイノリティとなったドイツ系住民は、プロテスタントとカトリックの垣根を超えて連帯し、共通の利益を主張する体制を構築しようとしたのである。もっとも各地域のドイツ系住民コミュニティ内部での有力者であった国会議員たちは、自らの権限が侵される可能性を懸念し、結局、ドイツ系住民統合の試みには消極的姿勢を示し続けた⁽¹²⁾。だが、彼らが血統主義的な意味での「ドイツ人」という概念を共通項に、表面的にせよ連帯を図って統一組織を結成したことは確かである。

血統主義を前面に出したアイデンティティのあり方は、当時のドイツ語文化雑誌からも看取できる。1919年6月にトランシルヴァニアのシビウでドイツ語文化雑誌『東方の地 (Ostland)』が創刊され、編集にあたったリヒャルト・チャーキ (Richard Csaki, 1886-1943) によるものと推測される創刊の辞は次のように始まっている。

本誌がその活動をもって果たさんとしている使命は、われわれも含め、民族同胞の誰にとっても重要であると思えよう。すなわち、大ルーマニア王国におけるドイツ系民族諸集団間に強固な精神的交流をつくり出そうというのだ。

(…)

バナート・シュヴァーベン人、ジーベンビュルゲン・ザクセン人、およびブコヴィナ、旧ルーマニア、ベッサラビア、ドブルジャのドイツ人の皆様、皆様にご挨拶致します。皆様全ての方にお仕え致しましょう。⁽¹³⁾

1919年の段階ですでに「民族同胞」という概念が提出され、そこに「われわれ」が包摂されていることは注目に値する。しかしこの時点での「民族同胞」とは第一義に、大ルーマニア王国内でマイノリティとなった「同胞」を意味しており、しかも彼らは居住地域別集団の集合体として捉えられていた。すなわ

Nationalsozialistische Indoktrination der Deutschen in Rumänien 1932-1944, Frankfurt a. M.: Peter Lang, 2008, S. 13.

(12) Böhm, *Nationalsozialistische Indoktrination der Deutschen in Rumänien 1932-1944*, S. 14-15.

(13) „Zur Einführung“, *Ostland. Monatschrift für die Kultur der Ostdeutschen*. Jg. 1, H. 1, 1919, S. 1. なお翌1920年の第2巻から、誌名中の „Monatschrift“ が „Zeitschrift“ に変更された。

ち、ジーベンビュルゲン・ザクセン人やバナート・シュヴァーベン人という地域単位の集団が前提となっている。ただし、それら各集団が血統主義的な基準に基づいて想定されていることは明らかである。

とはいえ、この時期のルーマニアにおけるドイツ語文化雑誌は、ユダヤ系ドイツ語話者に対しても一定の門戸を開いていた。1919年にトランシルヴァニアのブラショフで創刊された表現主義雑誌『新・標的 (Das neue Ziel)』創刊号にはブコヴィナのユダヤ系ドイツ語詩人たちのリーダー的存在であったアルフレート・マルグル＝シュペルバー (Alfred Margul-Sperber, 1897-1967) の7篇の詩からなる連作が掲載されている⁽¹⁴⁾。1924年にやはりブラショフで創刊された文化雑誌『クリングゾール (Klingsor)』第9巻は1933年の刊行だが、第10号と第12号でマルグル＝シュペルバーの詩を2篇および1篇、掲載している⁽¹⁵⁾。また1932年にブコヴィナで、ドイツ系のアルフレート・クルーケ (Alfred Klug, 1883-1944) 編集によるブコヴィナ・ドイツ語文学アンソロジー『ぶな草紙 (Buchenblätter)』が刊行された際には、巻頭にユダヤ系詩人口ーゼ・アウスレンダー (Rose Ausländer, 1901-1988) の詩5篇が、また巻を締めくくる形でマルグル＝シュペルバーの詩6篇が収められていた⁽¹⁶⁾。この時点ではまだ、「強固な精神的心情的交流」の対象は、厳密に血統主義的な意味でのドイツ人に限定されてはいなかったのである。

しかし、1933年1月30日以降、ドイツ系ドイツ語話者の間にナチズムが広く受容され、ユダヤ系ドイツ語話者とドイツ系ドイツ語話者のあいだには架橋不可能な深淵が広がった。それをもっとも的確に示しているのが、1933年10月1日にシビウで開催された第5回ザクセン議会 (Sachsntag) で採択された民族綱領 (Volksprogramm) である。ザクセン議会はジーベンビュルゲン・ザクセン人たちの最高意思決定機関であり、彼らにとって極めて重要な課題について、トランシルヴァニア各地から選出された議員たちにより議決が行われた。1933年の第5回は最後のザクセン議会でもある。そこで採択された民族綱領の第4項は次のような文言となっている。

(14) Alfred Margul-Sperber, „Die schmerzliche Zeit“ (Zyklus, 7 Gedichte), *Das neue Ziel*, H. 1, 1919, S. 6-9.

(15) Alfred Margul-Sperber, „Der krumme Baum“ sowie „Die Wiese und der Wald“, *Klingsor*, Jg. 9. H. 10, 1933, S. 299-300; Derselbe, „Der erste Schnee“, *Klingsor*, Jg. 9. H. 12, 1933, S. 458.

(16) Alfred Klug / Franz Lang (Hrsg.), *Buchenblätter. Jahrbuch für deutsche Literaturbestrebungen in der Bukowina*, Czernowitz: Czernowitz Buchdruckerei, 1932, S. 4-6 sowie S. 58-60.

4. 我が民族共同体は、民族同胞の誰もが (jeder Volksgenosse), 民族的 (völkisch) かつキリスト教的人生観を備えるべく教育を施すよう配慮しなければならない。また、その構成員に対し (ihren Angehörigen), 生存圏 (Lebensraum) と充分な労働の可能性とをもたらし、構成員間の社会的格差解消に努め、あらゆる種類の教育や啓蒙、影響力を行使して次のような信念に目覚めさせ、それを保持させなければならない。すなわち、ドイツ民族は神の祝福に恵まれた統一体 (eine gottgesegnete Einheit) であり、民族同胞は誰もが同じ血を分けあう我らが兄弟 (unser Bruder gleichen Blutes) であり、血を分け合う兄弟に対しては全構成員 (alle) が連帶責任を負っている (mitverantwortlich) という信念に。⁽¹⁷⁾

「民族同胞」は「同じ血を分け合うわれらが兄弟」であると明瞭に規定されており、明らかに国民社会主义ドイツ労働者党（以下、NSDAP）が1920年に採択した党綱領の第4項を踏まえている。党綱領第4項には以下のようにある。「国家公民たりうるのは、民族同胞たる者に限る。民族同胞たりうるのはドイツの血統たる者に限り、信仰は問わない。ユダヤ人はそれゆえ、民族同胞たるをえない。」⁽¹⁸⁾

ユダヤ系ドイツ語話者は明白に「ドイツ人」であることを否定され、血統のみがアイデンティティの基盤とされた。1939年、クルーエは再度、ブコヴィナのドイツ語文学アンソロジー『ブコヴィナ・ドイツ詩人帳 (Bukowiner Deutsches Dichtersbuch)』を編集し、シュトゥットガルトで刊行したが、そこには一人のユダヤ系詩人の作品も掲載されていない⁽¹⁹⁾。ドイツ語話者としてともに文学営為に携わり築いてきた関係は断たれた。そして、1940年に政権を奪取したイオン・アントネスク将軍 (Ion Antonescu, 1882-1946) による軍事独裁政権がドイツと同盟を結び、ナチ親衛隊とともにユダヤ人の強制移送と殺戮を遂行することで、ドイツ語話者たちは架橋できない断裂を背負うことになったので

(17) *Volksprogramm der Siebenbürgen Sachsen, beschlossen vom Sachsentag am 1. Oktober 1933 in Hermannstadt, Kronstadt: Buchdruckerei Johann Götz Sohn, 1933, S. 1.* 訳出にあたっては、鈴木道男「ディアスボラの紐帯としてのアンソロジー——『故郷の心』とズィーベンビュルゲンの国家社会主义について——」、『東北ドイツ文学研究』第50号（東北ドイツ文学学会、2007年）、124頁の鈴木訳も参照した。

(18) „Die 25 Punkte des Programms der NSDAP“, Walter Hofer (Hrsg.), *Der Nationalsozialismus: Dokumente 1933-1945*, Frankfurt a. M.: Fischer, 1957, S. 28. 邦訳も参照した。ワルター・ホーファー著、救仁郷繁訳『ナチス・ドキュメント—原資料による全体像』(ペリカン社、1982年・新装版) 41頁。

(19) Alfred Klug (Hrsg.), *Bukowiner Deutsches Dichtersbuch*, Stuttgart: Eugen Wahl, 1939.

ある。

5 両次大戦間期ドイツにおける「在外ドイツ人」政策

ではドイツ国内では、ルーマニアのドイツ系ドイツ語話者たちのような人々の存在をどのように理解していたのだろうか。

この関連で注目したいのは、「在外ドイツ人」すなわち „Ausland(s)deutsche“、„Ausland(s)deutschum“ または „Deutschum im Ausland“ 等の語である。これらの語はすべてドイツ国外に居住するドイツ人を意味するが、ドイツ国籍の有無は問われない。重要なのは、血統主義的な意味での「ドイツ民族への帰属 (die deutsche Volkszugehörigkeit)」である⁽²⁰⁾。これらの語はドイツ・ナショナリズムと不可分な形で、ドイツの文化政策にも関わってきた。1846年開催の第1回ゲルマニスト会議の席上、歴史学者ラッペンベルク (Johann Martin Lapenbergs, 1794-1865) が「外国におけるドイツ人の拡散状況 (Über die zerstreuung der deutschen im ausland)」について報告し、「ドイツ国外や他の大陸においても言語や慣習における彼らの国民性を保持すべく援助する」必要性を説いて大いに賛同を得たという⁽²¹⁾。

しかしこのような問題意識にもかかわらず、また第一次世界大戦後にドイツが広大な領土を喪失した後も、彼らの存在をドイツの公的機関が表立って政治的経済的に支援することは控えられてきた。なぜなら、当該ドイツ系民族集団が帰属している国家とドイツとの間に軋轢を生む可能性が危惧されたためである⁽²²⁾。それゆえ、ドイツの公的機関による支援は、当該民族集団内部の組織を通じてか、あるいは学術に対する支援の形を取ることが多かった。後者の例を

(20) 1923年に初版が刊行されて以来、1938年まで9版を重ねた「在外ドイツ人」問題の入門書の序文で著者は Auslanddeutsche を定義し、「ドイツ民族への帰属と外国の故郷や国家への帰属とを両立させている者」としている。Gottfried Fittbogen, „Einleitung, Aufbau und Auswahl“, Derselbe, *Was jeder Deutsche vom Grenz- und Auslandddeutschum wissen muß*, München/Berlin: Oldenbourg, 1927 (Zweite, vollständig umgearbeitete Auflage), S. 1.

(21) „Vorträge auf den germanistenversammlungen zu Frankfurt a. M. und Lübeck 1846 und 1847“, Jakob Grimm, *Recensionen und vermischtte Aufsätze. Vierter Theil*, Hildesheim: Olms, 1966 (Nachdruck der Ausgabe Berlin 1884), S. 578-579. この点については、以下の指摘に拠る。Alexander Ritter, „Germanistik ohne schlechtes Gewissen. Die deutschsprachige Literatur im Ausland und ihre wissenschaftliche Rezeption“, Derselbe (Hrsg.), *Deutschsprachige Literatur im Ausland*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1985, S. 15.

(22) Tammo Luther, *Volkstums politik des Deutschen Reiches 1933-1945. Die Ausland-deutschen im Spannungsfeld zwischen Traditionalisten und Nationalisten*, Wiesbaden: Franz Steiner, 2004, S. 33.

挙げれば⁽²³⁾、1917年にはシュトゥットガルトに「在外ドイツ人学博物館兼研究所 (Museum und Institut zur Kunde des Auslandsdeutschstums)」が設立され、在外ドイツ人の利益増進と外国研究の普及への貢献が謳われた⁽²⁴⁾。翌1918年にはマールブルク大学に「国境外部隣接地域在住および在外ドイツ人研究所 (Institut für Grenz- und Auslandsdeutschstum)」が開設され、大学組織の一角を占めることになる。第一次世界大戦敗戦を経た1919年には、数多くの在外ドイツ人支援組織が、外郭団体として設立された。それらの情勢も踏まえて、1920年にはドイツ外務省も組織を改変し、新たに「在外ドイツ人および文化課 (Abteilung „Deutschstum im Ausland und kulturelle Angelegenheiten“)」が設置される⁽²⁵⁾。ルーマニアのドイツ系ドイツ語話者たちも、当然ながらこのような動向を意識していたと思われる。1926年1月に『東方の地』誌は、副題を「東方ドイツ人文化雑誌」から「在外ドイツ人精神生活誌」に変更した。新装版『東方の地』創刊号巻頭の「序」は、変更の理由を次のように述べている。

精神分野において、同一民族の構成員たち (die Angehörigen des gleichen Volkstums) に対し境界があつてはならないし、東方の他のドイツ系諸入植地との活発な交流の内に、われわれの民族的發展の極めて有望な要因の一つ (eines der zukunftsvoilsten Momente unserer völkischen Entwicklung) があると考えるのである⁽²⁶⁾。

紙面刷新の意図は、掲載されている論考のテーマにも如実に表れている。それ以前は主にトランシルヴァニアのドイツ系住民集団内部のトピックを扱っていたのに対し⁽²⁷⁾、新装後は、在外ドイツ人をキーワードとした文化事業やポーランド領となった旧ドイツ領地域の文化問題等、「同一民族」の意識に基づく

(23) 次の文献を手掛かりとした。Luther, *Volkstumspolitik des Deutschen Reiches 1933-1945*, S. 54-57; Ritter, *Germanistik ohne schlechtes Gewissen*, S. 17-19.

(24) Vgl. auch Ernst Ritter, *Das Deutsche Ausland-Institut in Stuttgart 1917-1945 : ein Beispiel deutscher Volkstumsarbeit zwischen den Weltkriegen*, Wiesbaden: Steiner, 1972.

(25) Luther, *Volkstumspolitik des Deutschen Reiches 1933-1945*, S. 32.

(26) „Zur Einführung“, *Ostland. Vom Geistigen Leben der Auslanddeutschen / Zeitschrift*, Jg. 1. H. 1, 1926, S. 2-3.

(27) 例えはトランシルヴァニアのドイツ語文壇の動向、ドイツおよび「ドイツ系オーストリア」から教授陣や学生を招聘してシビウで開催された大学のサマースクールの様子等が扱われている。Richard Csaki, „Unsere neue Literaturbewegung“, *Ostland. Zeitschrift für die Kultur der Ostdeutschen*, Jg. 3. Nr. 14, 1921, S. 417-420; Derselbe, „Zum zweiten deutschen Ferienhochschulkurs in Hermannstadt“, *Ostland. Zeitschrift für die Kultur der Ostdeutschen*, Jg. 3. Nr. 22, 1921, S. 230.

ドイツ国外のドイツ系住民の横の関係を重視した問題設定に比重が置かれるようになる⁽²⁸⁾。

ただし、ドイツにおいて1919年以降急速に広まった在外ドイツ人支援の動きは、一義的には、第一次世界大戦敗戦によってドイツから切り離された東部国境外部隣接地域に一定数のドイツ系住民が居住し続けることが重要であったためである。それに対し、ルーマニアのようにドイツ国境から一定の距離がある地域のドイツ系住民は、ドイツ政府による庇護の対象としては意識されたとしても、直接国益に関わる存在であるとは見なされていなかった。1919年に設立された「国境外部隣接地域在住および在外ドイツ人ドイツ保護同盟 (Der Deutsche Schutzbund für das Grenz- und Auslandsdeutschthum)」はこの時期に数多く設立された地方や地域の民族団体を統合するための上位団体であるが、彼らがその活動目標を論ずるなかに、以下の文言がある。

目的はただ一つ、非ドイツ化しようとする諸影響からの解放である。領土を国家に統合せんとする考えは、地政学的諸前提の不足ゆえ、実現は望めない。より遠方の孤立ドイツ人が大ドイツ国家の一部となることは決してない⁽²⁹⁾。

また、この時期の「在外ドイツ人」という語の用法には、厳密に血統主義的とはいえない側面もあった。シュトゥットガルトの「在外ドイツ人学博物館兼研究所」で手腕を振るった事務局長フリッツ・ヴェルトハイマー (Fritz Wertheimer, 1884-1968) はユダヤ系だった。しかし1933年3月、ヴェルトハイマーは突然、職場への立ち入りを禁じられたうえで解雇され、博物館兼研究所は組織の「刷新」を迫られる。同年10月に新たな館長として就任したのは、トランシルヴァニアでドイツ語文化雑誌『東方の地』を編集刊行していたチャーキだった⁽³⁰⁾。

ヴェルトハイマーが解雇されたのとほぼ同時期に NSDAP のプロパガンダ紙『フェルキッシャー・ベオバハター』に掲載された記事は、ナチ体制における

(28) Vgl z.B. Richard Csaki, „Möglichkeiten auslanddeutscher Kulturarbeit“; Hermann Rauschnung, „Volksbildungarbeit im ehemaligen preussischen Teilgebiete Polens“, *Ostland. Vom Geistigen Leben der Auslanddeutschen / Zeitschrift*, Jg. 1. H. 1, 1926, S. 12-15 sowie S. 23-28.

(29) Karl C. von Loesch, „Der Deutsche Schutzbund. Die Ziele“, Derselbe u.a. (Hrsg.), *Volk unter Völkern*, Breslau: Hirt 1925, S. 11. Vgl. auch Luther, *Volkstumspolitik des Deutschen Reiches 1933-1945*, S. 61.

(30) Vgl. Ritter, *Das Deutsche Ausland-Institut in Stuttgart 1917-1945*, S. 54-56.

在外ドイツ人の位置づけを考えるうえで極めて興味深い⁽³¹⁾。1933年3月8日付のこの記事はヒトラーを、国境外部隣接地域居住ドイツ人出身者(Grenzland-deutscher)初のドイツ帝国首相として紹介し、次のように続ける。

この事実は、国籍証明書ではなく、民族としての出自が国民としての帰属にとって重要な印であるとの認識が今日、ドイツ民族の内部に目覚めていることの重要な表れである。(….) この事実は全世界に、大戦争が帝国内に重要な思想をもたらしたことを示している、また、世界大戦中に全ドイツ人の最前線に立った者が、戦後にあっても新たなドイツ的感情をもたらし、それはもはや小ドイツ的ではないことを示している。200年の歴史の後に、ドイツ民族の諸種族は国民となるのだ！世界大戦の無名の一兵士から、労働者から帝国首相へという、国境外部隣接地域在住ドイツ人アドルフ・ヒトラーの辿った道のりは、この意味で、わが民族が国民へと至る発展の道のりを彼方まで明るく照らし出している道標なのである⁽³²⁾。

国境外部隣接地域出身者もドイツの血統であれば帝国首相にもなれるという「事実」のうちに、「もはや小ドイツ的ではない」「新たなドイツ的感情」を読み取るよう促す内容は、マイノリティとして同化政策の圧力下にある人々にとって、新たな「大ドイツ」の傘の下に身を寄せる可能性を示すもの、と受け止められたであろう。

国民国家ルーマニアのマイノリティとしてルーマニア化政策に直面した際、ドイツ系住民は自らの支えを、「民族同胞」としてドイツ帝国に連なる存在であることに求めた。「ドイツ人」という語は、多民族国家の枠内では可能であった「AでもBでもある(sowohl A als auch B)」といった多重的アイデンティティを前提とする用語から、「AかBか(entweder A oder B)」の二者択一を迫る一元的アイデンティティを示すものへと変わっていった。その先に、ユダヤ系住民の強制移送と殺戮への加担があったのである。

* 本稿は、平成22-24年度科学研究費補助金（基盤研究（C））『在外ドイツ人研究』の制度化と禁忌化—マイノリティ論から見たゲルマニスティック—（研究代表者：藤田恭子）の研究成果の一部である。

(31) 当該記事については、ルターの指摘に多くのを負っている。Luther, *Volkstumspolitik des Deutschen Reiches 1933-1945*, S. 63.

(32) Ein „Ausländer“ Reichskanzler, *Völkische Beobachter*; Nr. 67, 8. 3. 1933.